

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和8年3月

水 俣 市

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第7	その他	18

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業の現状と基本的方向

水俣市は、熊本県南部で鹿児島県との境に位置し、温暖な条件を生かして柑橘や玉葱を主体とする農業生産を展開してきたが、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、このような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志す農家と、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

### 2 農業構造の現状と目標

#### (1) 現状

水俣市の農業構造は、耕地面積が狭く、生産規模が零細なことから昭和50年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進みつつある。

特に、中山間地域である久木野地域等においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

#### (2) 目標

水俣市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、水俣市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得が主たる従事者1人当たり概ね380万円以上、年間労働時間が主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

### 3 農業経営基盤強化促進事業その他の措置の総合的实施

水俣市は、将来の水俣市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

#### (1) 集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体の明確化及び農業経営改善計画の自主的作成・相互連携への誘導

水俣市は、あしきた農業協同組合（以下「あしきた農協」という。）、水俣市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農業普及・振興課（以下「農業普及・振興課」という。）、等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、水俣市担い手育成総合支援協議会を活用し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及び周辺農家に対して上記の水俣市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

## **(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成**

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲をもつ農業者に対しては、農業委員会委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

### **①水田農業等土地利用型農業が主である集落における合意形成の促進**

効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

### **②農作業受託による実質的な作業単位の拡大の促進**

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、あしきた農協出資法人である（株）それいゆアグリや農事組合法人本井木生産組合、株式会社まるごと農場やその他新たな集落営農組織等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

### **③生産組織育成の促進**

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーター育成、受委託の促進などを図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である久木野地域、東部地域においては、農事組合法人本井木生産組合と株式会社まるごと農場に続く生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

## **(3) 女性農業者の経営参画と新たな担い手確保の促進**

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、あしきた農協、水俣市担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行なうこととする。

## **(4) 小規模な兼業農家等の「農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義理解」の促進**

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

#### **(5) 農業経営改善計画認定制度の積極的活用の促進**

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、水俣市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極活用を図るものとする。

#### **(6) 認定農業者等への重点的指導及び研修会の開催等**

水俣市は、水俣市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導や研修会の開催等を農業普及・振興課の協力を受けつつ行う。

特に、施設化を進めようとする果樹や茶の生産地域においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、水俣市担い手育成総合支援協議会指導・支援チームの下に日本政策金融公庫熊本支店の参画を仰ぎつつ、あしきた農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする久木野地区等の中山間地域においては、新規の集約的作目導入のほか地産地消の充実により多様な農業の充実をはかるため、水俣市担い手育成総合支援協議会指導・支援チームの下に、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営の発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

### **4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標**

#### **(1) 新規就農の現状**

水俣市の直近5年間（令和2年～令和6年）における新規就農者（雇用就農は除く）は9人で年平均1.8人と非常に少なくなっており、従来からの基幹作物である果樹（甘夏、不知火）、サラダたまねぎ、お茶等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

#### **(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標**

(1)に掲げる状況を踏まえ、水俣市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

##### **ア 確保・育成すべき人数の目標**

熊本県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた雇用就農を含む新規就農者の年間確保目標490人を踏まえ、水俣市においては年間2人程度の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。

##### **イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標**

水俣市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開

始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね250万円を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及・振興課やあしきた農協等が重点的な指導を行なうなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

### (4) 地域ごとに推進する取組

#### ア 袋地区

従来からの基幹作物である果樹（甘夏、不知火）及びサラダたまねぎを栽培する袋地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（2人程度）を重点的に進め、あしきた農協等と連携し、不知火・甘夏やサラダたまねぎの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行なえるようにする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に水俣市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、水俣市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、年間労働時間は主たる従事者1人当たり2,000時間程度としているが、類型によっては作業時間の集中等により目標時間で収まらないものがあるが、これらについては雇用労働等で対応することとする。

### 1 類型設定の基準

目標農業所得 主たる従事者1人あたり概ね380万円以上

目標労働時間 主たる従事者1人あたり年間2,000時間程度

#### (1) 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンを示した。

- ① 自家労働力・・・1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人
- ② 雇用労働力・・・ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

#### (2) 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人経営の経営パターンを示した。

また、示されていない営農類型であっても、第1に示した農業所得等の水準を実現できるものであれば、基準をみたすものとする。

## 2 指標

### (1) 家族経営モデル

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
甘夏 + 水稻 + タマネギ	〈作付面積等〉 200 a + 50 a + 100 a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による機動力の強化</li> <li>・農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>・近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>・複合農業による経営の危険分散と労力の配分</li> <li>・貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大</li> </ul> <p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピードスプレーヤ又はスプリンクラー（共同、集団化）</li> <li>・動力噴霧器</li> <li>・中型トラック</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター他関連作業機一式</li> <li>・タマネギ移植機</li> <li>・タマネギ収穫機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用により経営の自己分析能力の向上</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> <li>・経営管理の合理化を図るための情報処理機器（PC）の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・労災保険等への加入</li> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> </ul>
タマネギ + 水稻	〈作付面積等〉 400 a + 30 a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による機動力の強化</li> <li>・農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>・近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>・複合農業による経営の危険分散と労力の配分</li> <li>・貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大</li> </ul> <p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中型トラック</li> <li>・トラクター他関連作業機一式</li> <li>・タマネギ移植機</li> <li>・タマネギ収穫機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> <li>・経営管理の合理化を図るための情報処理機器（PC）の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・給料制の導入</li> <li>・労災保険等への加入</li> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
甘夏 ＋ 温州 みかん ＋ 不知火 (露地)	〈作付面積〉 150 a ＋ 30 a ＋ 100 a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による機動力の強化</li> <li>・農作業道整備による近代装備実現</li> <li>・近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>・果樹複合による経営の危険分散と労力の配分</li> <li>・貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大・自動開閉装置、自動灌水施設による省力化</li> </ul> <p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピードスプレーヤ又はスプリンクラー（共同、集団化）</li> <li>・無加温ハウス</li> <li>・動力噴霧器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> <li>・経営管理の合理化を図るための情報処理機器（PC）の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・労災保険等への加入</li> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> </ul>
茶 ＋ 水稻	〈作付面積〉 200 a ＋ 50 a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による機動力の強化</li> <li>・農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>・近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>・複合農業による経営の危険分散と労力の配分・貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大</li> </ul> <p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防霜ファン</li> <li>・堆肥散布機</li> <li>・整枝剪定機</li> <li>・乗用摘採機、管理機</li> <li>・中型トラック</li> <li>・製茶工場（共同）</li> <li>・トラクター他関連作業機一式</li> </ul>		
タマネギ ＋ 水稻 ＋ 不知火 (露地)	〈作付面積等〉 50 a ＋ 30 a ＋ 150 a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による機動力の強化</li> <li>・農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>・近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>・複合農業による経営の危険分散と労力の配分</li> </ul> <p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピードスプレーヤ又はスプリンクラー（共同、集団化）</li> <li>・動力噴霧器</li> <li>・中型トラック</li> <li>・トラクター他関連作業機一式</li> </ul>		

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
不知火 (加温 + 無加温 + 露地)	〈作付面積〉 20a + 30a + 20a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による機動力の強化</li> <li>・農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>・近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>・貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大</li> </ul> <p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピードスプレーヤ又はスプリンクラー（共同、集団化）</li> <li>・加温機</li> <li>・加温・無加温ハウス</li> <li>・動力噴霧器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> <li>・経営管理の合理化を図るための情報処理機器（PC）の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・給料制の導入</li> <li>・労災保険等への加入</li> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
甘夏 + 不知火 (無加温)	〈作付面積〉 150a + 30a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による機動力の強化</li> <li>・農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>・近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>・貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大</li> </ul> <p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピードスプレーヤ又はスプリンクラー（共同、集団化）</li> <li>・無加温ハウス</li> <li>・動力噴霧器</li> </ul>		
茶	〈作付面積〉 300a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農道整備による機動力の強化</li> <li>・農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>・近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>・貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大</li> </ul> <p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防霜ファン</li> <li>・堆肥散布機</li> <li>・整枝剪定機</li> <li>・乗用摘採機、管理機</li> <li>・中型トラック</li> <li>・製茶工場（共同）</li> <li>・トラクター他関連作業機一式</li> </ul>		

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
肉用牛 肥育	〈飼育頭数〉 200頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>近代装備による軽労働化と生産費の節減</li> <li>農道整備による機動力の強化</li> <li>農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上</li> <li>青色申告の実施</li> <li>経営の体質強化のための自己資本の充実</li> <li>経営管理の合理化を図るための情報処理機器（PC）の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族経営協定の締結</li> <li>休日制の導入</li> <li>給料制の導入</li> <li>労災保険等への加入</li> <li>労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
酪農 (ヘルパー 型)	〈飼養頭数〉 経産牛 80頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>近代装備による軽労働化と生産費の節減</li> <li>牛群改良</li> <li>環境衛生の整備改良</li> </ul> 〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>搾乳牛舎</li> <li>育成牛舎</li> <li>堆肥舎</li> <li>大型トラクター他関連作業機械一式</li> </ul>		
肉用牛 繁殖 + タマネギ	(頭数・面積) 150頭 + 150a	<ul style="list-style-type: none"> <li>近代装備による軽労働化と生産費の節減</li> <li>農道整備による機動力の強化</li> <li>農作業道整備による近代装備の実現</li> <li>近代装備による過重労力の開放と生産費の節減</li> <li>貸借、売買等による土地の面的集積と規模拡大</li> </ul>		

## (2) 法人経営モデル

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
不知火 (加温、 無加温、 露地) + 温州みかん	〈作付面積〉 不知火(加温) 40a 不知火(無加温) 50a 不知火(露地) 120a 温州みかん 30a	・雇用労力の活用と施設化による大規模経営 ・加温、無加温、露地栽培による労力分散と危険分散  〈資本装備〉 ・連棟ハウス ・加温機 ・地表灌水用配管及び灌水施設 ・トラクター ・動力噴霧機	・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に水俣市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、水俣市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、年間労働時間は主たる従事者1人あたり2,000時間程度としているが、類型によっては作業時間の集中等により目標時間で収まらないものがあるが、これらについては雇用労働等で対応することとする。

#### 1 指標設定の前提

指標の策定にあたっては、次の事項を前提としている。

- ① 目標農業所得・・・主たる従事者1人あたり概ね250万円
- ② 労働時間・・・主たる従事者1人あたり年間2,000時間程度
- ③ 自家労働力・・・1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3名
- ④ 雇用労働力・・・雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

#### 2 指標

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事 の態様等
不知火 (露地、 無加温)	〈作付面積〉 不知火(露地) 40a 不知火(無加温) 20a	・露地、無加温栽培による労力分散と危険分散 ・機械化や農業技術力の向上  〈資本装備〉 ・連棟ハウス ・トラック ・剪定枝破碎機 ・動力噴霧機 ・農業用倉庫	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

## 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

水俣市の基幹作物である果樹（甘夏、不知火）、サラダたまねぎ、お茶などの農畜産物を安定的に生産し、水俣市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、熊本県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、農業普及・振興課、あしきた農協等と連携して研修指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、水俣市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 水俣市が主体的に行う取組

水俣市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及・振興課やあしきた農協など関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、県、農業委員会、あしきた農協、農業教育機関等の関係団体が連携し、芦北地方農業振興協議会に担い手確保対策プロジェクトチームを設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、あしきた農協、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

#### **4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供**

本市は、芦北地方農業振興協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### **第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

#### **1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標**

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、農用地の利用に占める面積のシェアで30%とする。

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。

#### **2 その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

##### **(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状**

水俣市の平坦及び海岸地域では、デコポンを中心とした施設栽培や甘夏、サラダたまねぎ、水稻による複合経営の割合が高く、中山間地域へ広がる台地では茶の栽培も盛んで、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、農業従事者の高齢化や後継者不足、近年の農業資材価格高騰や長引く経営低迷等により農家経営は不安定化を増してきている。

また、中山間及び山間地域では、小規模な水稻作を主体とする兼業農家が多く、近年では基盤整備の計画的な実施や農作業の受委託等により作業の効率化等が図られているが、高い高齢化率や担い手不足等により耕作放棄地が目立ち始めているとともに、農地の資産的保有傾向が強いために利用集積が進んでいない状況にある。

##### **(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン**

水俣市では、今後さらに農業従事者の高齢化や担い手不足等が進み、高齢農家等から農地の貸付け等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、農作業道の整備等も含めた基盤整備と併せて農作業の効率化等を図るため経営耕地の面的集積を進め、農作業の効率化等を図ることで受け手の農地の引受能力を高めるなど、さらなる規模拡大、経営改善に向けた支援が必要である。

また、小規模な兼業農家が多い地域では、将来の農地の受け手となる担い手が少ないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招く恐れがあることから、集落単位で将来に向けた話し合いを進め、地域全体で農地を維持保全・活用する方策を検討するなど、集落ぐるみでの営農体制の整備が必要である。

##### **(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針と関係機関・団体との連携等**

水俣市の農地利用のビジョン実現を図るため、市内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手

への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、水俣市、農業委員会、農地中間管理機構、あしきた農協等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の修正を加速化することに取り組む。

## 第6 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

水俣市は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、水俣市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

水俣市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

これらの事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

<海辺部の袋地区>

海辺部の袋地区においては、今後樹園地のほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、高能率の生産基盤条件を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施する。

特に換地と一体的な利用権設定等を推進し、担い手が連担的条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

<中山間地域の東部及び久木野地区>

中山間地域の東部及び久木野地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに、水俣市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 地域計画推進事業に関する事項

#### (1) 農業者等による協議の場の設置方法

- ① 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設置することとし、開催に当たっては、水俣市の広報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を行う。
- ② 参加者については、農業者、水俣市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ③ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産

課に設置する。

- ④ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

## **(2) 地域計画の策定及び地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方**

水俣市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて、利用権の設置等が行われているか進捗管理を毎年行う。

## **2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項**

- (1) 水俣市は、水俣市の全域又は一部を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 水俣市、農業委員会、あしきた農協及び水俣市担い手育成総合支援協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

## **3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

### **(1) 農用地利用改善事業の実施の促進**

水俣市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### **(2) 区域の基準**

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に当たっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

### **(3) 農用地利用改善事業の内容**

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### **(4) 農用地利用規程の内容**

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1号の認定申請書を水俣市に提出して、農用地利用規程について水俣市の認定を受けることができる。
- ② 水俣市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 水俣市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を水俣市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること)が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 水俣市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### **（７）農用地利用改善団体の勧奨等**

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### **（８）農用地利用改善事業の指導、援助**

① 水俣市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 水俣市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及・振興課、農業委員会、あしきた農協、農地中間管理機構（（公財）熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、水俣市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### **４ あしきた農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項**

#### **（１）農作業の受委託の促進**

水俣市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア あしきた農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準

の設定

## (2) あしきた農協による農作業の受委託のあっせん等

あしきた農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

水俣市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮できるよう研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・指導を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農地中間管理機構が行なう特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 水俣市は、県下一円を区域として特例事業を行なう農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行なうことによって農地中間管理機構が行なう事業の実施の促進を図る。
- ② 水俣市、農業委員会、あしきた農協は、農地中間管理機構が行なう中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行なうものとする。

### (2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

水俣市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の推進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 水俣市は、水田においては、ほ場整備、用排水路整備、農道整備、果樹・茶等の畑地帯においては防霜ファン等の施設整備及び樹園地の造成、農作業道整備を推進し、省力化機械、農業近代化装備を導入するなど、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 水俣市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 水俣市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転

作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとし、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 水俣市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (3) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

水俣市は、農業委員会、農業普及・振興課、あしきた農協、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、あしきた農協及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、水俣市は、このような協力の推進に配慮する。

## 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

支援センターや芦北地方農業振興協議会、農業普及・振興課、あしきた農協などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行なう。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行なう。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つになるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるなど、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

水俣市が主体となって熊本県立農業大学校や農業普及・振興課、あしきた農協、農業委員等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行なうことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行なうことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために水俣市新規就農者交流会への参加を促すとともに、水俣市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。

また、商工関係部署と連携して、道の駅みなまた等への出荷のためのアドバイスを行なうなどして、生産物の販路の確保を支援する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、あしきた農協が運営する直売施設ファーマーズマーケットへの出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については、熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業普及・振興課、JA組織、水俣市認定農業者、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成18年 8月28日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年 6月 8日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年10月 1日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成30年 3月22日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 4年 3月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 5年 9月28日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 8年 3月31日から施行する。